

**地方公共団体のスーパーシティ提案についての
国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（延岡市）
（議事要旨）**

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月27日（木）15:27～15:58
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜自治体等＞

読谷山 洋司	延岡市長 延岡市スーパーシティ構想リードアーキテクト
山本 一丸	延岡市副市長
中間 弘	延岡市副市長
三浦 健	延岡市企画部長
日高 孝則	延岡市商工観光部長
富岡 忠伸	延岡市企画課長
日高 寛	延岡市情報政策課長
松下 典生	延岡市危機管理課長
高森 賢一	延岡市教育委員会学校教育課長
杉本 賢治郎	延岡市企画課企画調整係長
吉田 昌史	延岡市危機管理課地域支援係長
小原 大輔	延岡市健康長寿のまちづくり課
田崎 一崇	延岡市企画課企画調整係
柴田 一仁	延岡市総務部職員課付
須田 礼仁	延岡市スーパーシティ構想キアーキテクト 東京大学大学院情報理工学系研究科長・教授
西村 邦宏	延岡市スーパーシティ構想アーキテクト 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 予防医学・疫学情報部長
陰山 英男	延岡市スーパーシティ構想アーキテクト 陰山ラボ代表
金子 嘉宏	延岡市スーパーシティ構想アーキテクト 東京学芸大学教育インキュベーションセンター教授
梅嶋 真樹	慶應義塾大学大学院政策メディア研究科特任准教授
山口 利恵	東京大学大学院情報理工学系研究科

ソーシャルICT研究センター特任准教授

金行 良一 PwC コンサルティング合同会社 Public Sector ディレクター

吉浦 周平 PwC コンサルティング合同会社 Public Sector マネージャー

伊藤 克己 PwC コンサルティング合同会社

Industrial Product Service マネージャー

<国家戦略特区ワーキンググループ委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション ファウンダー

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会社員・理事

委員 安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授

委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

委員 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<情報・デジタル、個人情報保護の専門家>

平本 健二 内閣官房政府CIO上席補佐官（スーパーシティ／スマート
シティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）

<内閣府地方創生推進事務局>

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事

(1) 提案内容説明

(2) 質疑応答

3 閉会

○喜多参事官 本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

これより延岡市からスーパーシティ提案についてのヒアリングを実施いたします。

まずは自治体より提案内容につきまして、10分程度で御説明いただき、その後、質疑応答を全体で40分程度予定しております。

質疑応答の際の司会は、八田先生、よろしく願いいたします。

それでは、自治体より提案内容の説明をよろしく願いいたします。

○読谷山市長 延岡市長の読谷山でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきますが、冒頭に延岡市をスーパーシティに指定することが日本全体に一体にとってどんな意味があるのか、その点をまず説明させていただきますと思います。

1 ページを御覧いただきたいと思います。1 ページの上に1、2、3と枠囲いの中がありますが、1を御覧いただきたいと思います。延岡市は旭化成発祥の地であり、かつての新産業都市でありますけれども、日本再生の起点としてふさわしい都市だと自負しております。それはどういう意味かと申しますと、日本経済の将来はお家芸である製造業が強くなり続けられるかどうかにかかっております。そして、製造業が強くなり続けられるかどうかは、製造業集積地域における人材育成を含めた地域全体のイノベーションにかかっております。だからこそ延岡市のスーパーシティ実現が日本には必要だと考えております。製造現場のイノベーションは言うまでもありませんけれども、生活者の幸せにつながるイノベーションがないと、製造業集積地域はどんどん細っていく、日本経済もどんどん細っていく。これを解決していくために、ぜひお役に立たせていただきたいと思います。

今回、同じページの右下にアーキテクトの先生方のお名前を掲示させていただいておりますけれども、御覧のように各界の第一人者、世界の第一人者と延岡市は連携をさせていただいているところでございます。

それでは、指定してもちゃんと成果が出せるのか、即効性があるのかという点については、2 ページで、ぜひそこはお任せくださいと申し上げさせていただきたいと思います。2 ページ目に延岡市民の実行力を書かせていただきました。

1 点目でありますけれども、延岡市民は自らの行動によりまして、医療費・介護認定率を下げてきたという実績がございます。

①に書いてございますけれども、10年ほど前に医師不足で医療崩壊が起きました。その克服のために、健康づくりを柱とする全国初の地域医療を守る条例を制定しまして、お医者さんに頼らない健康づくりを市民一人一人が始めました。

この背景には2 番目にありますように、柔道や陸上に代表されるメダリストを輩出する旭化成を中心とした高い健康意識があるわけですけれども、その結果どうなったか。真ん中に書いてございますけれども、医療費も下がりました、介護認定率も下げました、行動して成果を出せる延岡市民であります。

2 点目であります。理系の町ならではの市民力で、理数科目の学習支援を展開してきております。旭化成OBなど、200名以上のNPOが10年以上にわたり中学校での理数科目の学習支援を実践中であります。理系の町ですから、新しい技術を受入れ、理解し、活用する力が私たちの町にはあります。ぜひともお役に立たせていただきたいと思います。

それでは、延岡市は実際にどんな改革を行うのか。まず4 ページをお開きいただきたいと思います。何と申しましても、人材の育成が一番大事だと考えているところでございま

す。特に単身赴任が増え続けている、医師不足が解消できない、これらは教育の不安が原因とされているところでもあります。お医者様のベッドの不足も今コロナで問題になっていきますけれども、お子さんがお医者さんになれないのではないかとということで、地方にはいつまでたってもお医者さんが増えない。そこを解決しない限り、日本の再生はないわけですから、そこは教育改革によって行っていく。

延岡市は3年前から第4の担い手、延岡こども未来創造機構をつくるということで、ずっと取組をしてきて、今年度中に延岡こども未来創造機構という法人をつくる取組を行っております。第4とは何なのか。第1、第2、第3というのは、学校、家庭、地域、その3者の教育力を発揮するということが従来から言われておりますけれども、それでは問題が解決できない。新しく市が責任を持って第4の担い手をつくっていく必要があるということで、こども未来創造機構をつくる考えでございます。

それでは、何をするのか。そこに四つ書かせていただきましたが、代表的なものとして、1点目、オプトインにより学びEポートフォリオをつくろう。学びEポートフォリオというのは、学校での学習、家庭での学習、塾での学びの到達度をトータルでログ化して記録するものでありますが、これを構築して、保護者本人に帰属をさせる。そして、学校、教育委員会などの教育機関が活用し、到達度に応じた学びを実現いたします。

1点目の黒ポツに書いていますが、学年や小中校の境を超える主体的な学習を可能にして、突き抜ける人材を育成する。単身赴任をゼロにしていきたいと思います。

2点目です。下の学年の学習を可能にする。つまりいた子供さんを誰一人取り残さず、学習指導要領の全項目100%を達成してまいる考えであります。

3に飛んでいただきたいと思います。新たな科目としまして、論理コミュニケーション、防災、SDGs、STEAMなどを教科として学ばせたいと考えております。慶應義塾大学のSFC研究所の協力によりまして、論理コミュニケーションの授業、現在、中学校で10時間行っていますが、これは35時間程度必要です。35時間の中には英語の論理コミュニケーションも組み合わせて、英語の授業でもあり、国語の授業でもあるように仕立てていくことも必要であります。

1点目の黒ポツに書かせていただきましたが、延岡こども未来創造機構が市外・国外も含めて多様な人材を確保しまして、市の教育委員会が免許を発行する。県ではなくて市の教育委員会が免許を発行する特別教員として多様な授業を行います。

多様な教員の同時双方向遠隔授業により、世界で活躍できる人材を育成いたします。旭化成の海外駐在員に限らず、優秀な外部有識者の方々が正式な先生として採点もする。同時双方向の遠隔授業も実現してまいりたいと思います。そのために必要な規制を5ページに並べさせていただきました。

5ページをお開きいただきたいと思います。5ページに概念図を描いております。真ん中に延岡こども未来創造機構が位置づけられていますが、この組織は市でつくれます。しかし、規制・制度改革がなければ実行力は伴いません。

それでは、どのような規制が必要か。左の下に1～4を書かせていただいております。

1点目は、市の教育委員会による特別教員免許発行による新しい学びを実現できる先生の確保。

2点目として、同時双方向遠隔授業制度による市外在住先生の授業の実現であります。やはり人材は都市部に集中しています。現在の規制では、同時双方向遠隔授業でも受信側に正規の先生がいなければならないとされていますが、これではいつまでたっても地方の教育は生きた学びになりません。

3点目であります。学校設定教科の柔軟な導入による英語での論理コミュニケーションなど、既存の教科と新しい学びを連携させた授業の実現も必要であります。

4点目は1～3も含めまして、学習指導要領の弾力的運用に学年や小中校の境を超えた学習の実現がぜひとも必要でございます。

6ページに移らせていただきます。防災、交通にも力を入れていきたいと思っております。

防災ですが、特に新産業都市は海岸部に発展してきておりますが、海、山、川の災害から逃げ遅れゼロを実現する。海外にもそのビジネスモデルを提示していく考えであります。

1点目であります。東大との連携による行動パターン分析も活用して、精緻な被災状況シミュレーターを構築したいと考えております。本邦初になりますけれども、人の生活実態を時々刻々把握して、そのデータを活用してシミュレーターをつくる。平常時には防災訓練に活用いたしますけれども、2に書かせていただいておりますが、非常時、緊急時にはシミュレーターがより狭いエリア単位での避難指示や避難情報の提供をしたり、要支援者への早期サポートの実現につなげてまいります。この前段として、既に900人ほどのデータを取って交通の最適化のためのデータ収集・分析を行っております。

7ページを御覧いただきたいと思えます。3段に分けていますが、真ん中に二つ、左右の地図がございます。青い点が自宅の場所、左の赤が働いている場所のポイントですが、このような動きを時々刻々で行う。家にいるときに津波が起こるという保証は全くございませんが、現在の自治体の避難所の設定は、家から10分程度ということになっています。しかし、仕事するとき、買物ときに被災したらどうなるか。この対策をつくっていく必要がある。

同時にこれは平常時対策として、左上にございますけれども、バスの最適化にもつながりますし、真ん中の上にも書いてありますが、歩く距離がどれぐらいかということで、健康づくりにもつなげていく。そして、右側の本邦初のリアルデータを使ったシミュレーターの構築は、非常時、緊急時にも役に立つものであります。

そのためにも様々な規制改革が必要です。下に交通、医療、防災、それぞれの分野に必要な規制改革を書いておりますが、特に右側の防災の改革が大事だと考えております。避難行動要支援者の情報について、匿名化等の措置をしまして、シミュレーター等での活用をぜひ認容していただきたい。現在これを実現することはできませんので、住民基本台帳法

の改正、あるいは災害対策基本法の改正が必要でありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

ほかにも様々な分野に取り組みますが、分野間の連携を考えているところでございます。10ページに移らせていただきたいと思っております。ちょっと飛びますけれども、医療と教育の分野間連携ということで、学校保有の健診データなどもパーソナルヘルスレコード構築に活用する。現在、学校保健法ではできませんので、制度改正が必要です。そして、本人または保護者の同意の下、医療機関に提供し、早期対応につなげる。

また、媒体のデータを使って、例えば血圧が上がったときにいじめがあったのではないか、こういうものの早期の発見にもつなげていこうと考えています。

11ページにイメージ図を描かせていただきました。真ん中に延岡こども未来創造機構を位置づけ、ここでしっかり管理をしていく。そして、左側の保護者、真ん中の学校、右側の医療機関、これらがしっかり連携していく。一番下に書いていますが、これまで見逃していた心や体のSOSに教員と医師が協力して応えていく体制・制度をつくっていきたいと思っております。

12ページに移らせていただきます。分野横断的データ活用の二つ目の例ですが、交通と防災の連携であります。交通ネットワーク構築のために収集・分析した市民行動データ、いつ、どこに、どの程度の市民が入るのか、これを被災状況シミュレーターに活用いたします。そのデータは平常時は防災訓練や防災施設、避難路整備などに活用しますが、緊急時には避難情報提供や逃げ遅れゼロのための要支援者支援に活用していく。

また、市保有の介護保険のデータなどから、いわゆる交通弱者の状態に応じた把握を地域ごとに細かく行うことで、非常時の避難指示に生かすということでございます。

最後のページに移らせていただきたいと思っております。私どもの今回のプロジェクトは、平常時と非常時の両方を視野に入れているところでございます。非常時に使おうとしているものは、平常時から使わなければ、非常時には使えません。したがって、平常時の様々なデータ活用をそのまま非常時にも使っていく、この視点が極めて大事であります。そのような形で、ぜひ先進的な取組を延岡市において実現をさせていただきたいと思っております。特に教育改革、人づくり、これを一丁目一番地と位置づけておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問をいただきたいと思っております。中川さん、お願いいたします。

○中川委員 中川です。

御報告ありがとうございます。

教育について1点だけお聞かせいただければと思っているのですが、例えば市教委によって特別教員免許を発行したほうが良いとか、市外在住の先生の遠隔教育、同時双方向授業を実現したいというのは、基本的には延岡市独自のカリキュラムをつくったほうが良いということですか。それは論理コミュニケーションであったり、防災であったり、SDGsで

あったり、STEAMだったりということから出発しているように私は理解したのですけれども、このような地域独自のカリキュラムを教育の中にどんどん入れ込んでいくことについては、日本国内であれば、どこでも移動することができるわけですから、どちらかというところ、日本国民として標準的なスキルですとか、教育とか、そういうものを備えておいたほうが良いだろうということで、標準的な教育を備えさせるような仕組みが出来上がっているのだと思うのですが、それに対して、論理コミュニケーションから始まりまして、四つのカリキュラムを入れるべきだという視点につきましても、そもそも論理コミュニケーションというものをやったほうが、日本国民としての生産性が上がっていくとか、そういうエビデンスか何かに基づいておっしゃっているのでしょうか。それとも延岡市として、地域政策としてそのような教育が必要だ、この四つのカリキュラムの教育が必要だということをおっしゃっているのでしょうか。

もしも地域特性としてこういうものがぜひとも必要だということであれば、都道府県などにおいては、ここに書いてございますような、特別教員免許を発行することができるので、ある程度現行制度でも対応できると思うのですけれども、今の文科省が設定しているカリキュラムをそもそもがらぼんで変えるような形の実験をしようとしているのか、それとも延岡市特有の教育ニーズがあって、それを実現するためにこの四つのカリキュラムが必要になるという御主張をされているのかという点を教えていただければと思います。

○八田座長 延岡市、お願いします。

○読谷山市長 中川先生の御指摘で申し上げますと、両方の意味合いがあるところでございます。例えば論理コミュニケーションですけれども、かつての学力テストでいうと、地方都市は総じてB問題の点数が低い傾向にあると言われていたのですが、非認知能力あるいは論理コミュニケーション、これはまさにB問題の底上げという点でも大事になる。これは日本全体に言えることであります。

加えまして、生きた学び、そして、社会で通用する人材育成を考えましたときに、自分の考えを述べる、あるいは相手の考えを受け止めて討議していく、これは、今、日本人全体で力が落ちているのではないかとされていますので、この力をつけていくことも必要です。

同時にそれに英語を組み合わせることで、英文読解、英文和訳、英作文にも使っていくことが大変大事で、それは生きた学びにもつながっていくと考えているところでございます。

学習指導要領は大変すばらしい体系になっていますので、私どもは全項目100%達成を目指しているところでございまして、ヒアリング提案資料のほうに書かせていただいているのですけれども、ただ、今までと同じ教育をしていたら、いつまでたっても教育は向上しないという状況がございまして、もっと実践的に活用できる科目を設けていって、その科目の中で学習指導要領が100%達成になるようなものを組み合わせることでございまして、大変大事だと思っています。

また、英語の論理コミュニケーションをやっていくことで、英語、国語に分けたものを融合させていきます。その辺りは現場の判断、地域の判断で、学習指導要領は100%達成しますけれども、その組合せは地域に任せていただきたいと思います。

市の教育委員会が発行するというのは、県全体というより、県の中でもそれぞれの地域で御縁のある人材は多様であります。延岡の場合は製造業です。旭化成を切り口として、海外にも御縁のある方々がたくさんおられますけれども、そういう方々に延岡の子供の育成に関わってもらいたい。実際に関わりたいという方々もたくさんおられますので、市が市の中で通用する免許を発行して、その先生が採点をする。子供たちは現実的です。採点する先生かどうかで、身の入り方が違うところもありますので、ぜひそれを実現させていただきたいと思っております。

また、今回、慶應義塾大学のSFC研究所のお力をいただいて、論理コミュニケーションをやっていますので、梅嶋先生からも補足的に説明していただければ、ありがたいと思います。

○梅嶋特任准教授 梅嶋です。

私から3点ほど申し上げさせていただききたいと思います。

制度論的などところで申し上げますと、学校独自で学校また地域の需要に応じた科目を設定できるという制度が存在して、高校には学校設定教科・科目がありますし、中学校にはその他特に必要な教科が存在しており、その枠内で地域のニーズに対応した学びを設定できます。しかし、小学校にはその規定がありません。その結果、延岡市が「小学校・中学校が連携して地域のニーズに合った新しい学びを実現しよう」とした際には、小学校との連携が困難となります。

二つ目は、先生の確保というところであります。新しい科目を教えていこうと思ったとき、先生確保が重要です。延岡市では、先行して先月の30日に「論理コミュニケーション」という新しい学びの講義を延岡市内の中学生に提供しました。講義提供手段は、GIGAスクール構想で導入できた機器とネットワークを活用した遠隔授業、講義は、本学SFC研究所の研究員が自宅から行いました。実際に講義を受けた生徒、地元の新聞各紙は非常に好意的で、「延岡の教育における新たな可能性」として期待を持って頂きました。こうした期待が地域内で広がることは全国の地方都市の共通の想いであると考えます。しかし、学校教育上では、「論理コミュニケーション」を担当する「先生」と「先生」と呼ばず、「さん」なのです。遠隔授業はできるのですけれども、指導担当者を「先生」として位置づけられないので、どうしても「さん」づけになってしまう。何とか遠隔授業をやる先生に対して地域のニーズに合った形で先生としてのポジションを与えたい。これが市長がおっしゃっている、市の教育委員会からの教員免許の発行の重要性だと思っております。発行主体も大事です。現在は県教育委員会が発行主体ですが、小中学校に関しては市町村教育委員会が現場に関する多くの情報を有しています。平成24年には構造改革特別区域法に基づいた内閣総理大臣の認定を受けた市区町村教育委員会が特別免許状を授与することを可能とする

規制の特例措置の運用が開始されましたが、恒常的な制度となっておりません。

最後に遠隔授業というところでありますけれども、同時双方向の遠隔授業を小学校でも中学校でも認めていく、対面授業と同等なものとして制度化していくというのは、全国1,700の自治体においてもまさに必要だと思います。特に先生の確保が困難とされる「新しい学び」、例えば、プログラミングとか、様々な学びがありますけれども、新しい学びになればなるほど地方都市は先生の確保が難しいので、その確保を小学校、中学校でもやるために、同時双方向遠隔授業が小学校、中学校で確実に実現するという制度改革が必要であると認識しています。

○八田座長 ありがとうございます。

中川さん、いかがでしょうか。

○中川委員 分かりました。

今、お聞きしていますと、延岡市独自のニーズに従って特別なカリキュラムとか、体制を組むというよりは、どちらかという、よりよいカリキュラムと申しますか、子供力になるようなカリキュラムを御提案されていて、それは今の学習指導要領に代替するような御提案をされているように、私は受け止めました。

延岡市の地域ニーズに従って特別な教育を市の判断で行いたいということであれば、それはそれで完結すると思うのですけれども、そうではなくて、一般性を持ってほかの地域にも波及するようなことを提案されようとしているのであれば、今回はきちんとした評価とか、実験の体系を組んでおいたほうが良い。要は今回の新しいプロセスで教育された場合の子供の学力と申しますか、力のつき方と、そうではないプロセスに放り込まれた子供のスキルとか、知識のつき方を比較するような評価のプロセスがあって、それを国にフィードバックする仕組みが必要になってくるように思うのですけれども、そういうことが御提案にあるのかどうか分かりませんが、私は必要だという感想を持ちました。

私からは以上で結構です。

○梅嶋特任准教授 例えば、「論理コミュニケーション」には定量評価の仕組みが入っていますので、それは実現しています。その他の学びにおいても「学習データの共有」は当然重要だと思っています。

○八田座長 落合さん、お願いいたします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

私からは3点、比較的簡単にお聞きできればと思っています。

一つは、今、お話いただいた教育の点ですけれども、新しいカリキュラムを考えられるに当たって、延岡の学校の先生方だったり、地元の住民、特に学校に通っているお子さんとか、親御さんからどういう反応があるのでしょうか。賛同を得られるのかというところ です。

二つ目は、医療について取組をされたというお話を伺っているのですけれども、全般的にデータを使うという話について、今まで既につくられているもの、事業としてやられて

いるものがあれば、それを教えて頂ければと思います。

第3点は、医療と教育であったり、分野を掛け合わせたサービスについて御紹介いただきました。その中で規制改革も複数分野で同時に行わなければ、この事業はできないというものがあれば、教えて頂けないでしょうか。

以上です。

○八田座長 よろしく申し上げます。

○読谷山市長 市独自の科目がコンセンサスを得られるかということなのですが、先ほど申しました論理コミュニケーションというのは、まさに楽しみながら、しっかり国語力も英語力も身につけるとい科目ですし、それぞれの学力向上につながります。そして、地方全体として、かつてのB問題は低いというところがありますので、そこを上げていくということになります。まさに学力向上に直接プラスになりますので、賛同は得られる、既にそれであるがゆえにスタートしているところもございます。

例えば防災ですけれども、御存じのとおり、防災を学ぶと、理科と地理という部分の融合点でもありますし、あと、P波、S波ではないですが、数学的なところもありますので、防災に興味があれば気象に興味がある。そこからもっと数学を学びたい、もっと理科を学びたい、こういうことにつながっていきますので、普通にやっていたら面白くない科目が面白くなる。そして、毎日、世の中に起きていることとつながるということがリアルに分かりますので、そこからほかの科目の学びのモチベーションを高めるということになります。

また、東京大学の片田敏孝先生に市の防災アドバイザーということで、3年前から御就任をいただき、市民向けの研修もやっていただいています、防災教育の必要性も市民みんなが感じておりますので、ここもコンセンサスは得られると思っております。

その他、SDGsもそうですし、STEAMにつきましても、延岡市は技術の町でもありますので、技術をどう生かして地球に貢献するか、技術を生かすとどう楽しいのか、その辺りはSDGs、STEAMということで実現ができると思っておりますので、それは大いにコンセンサスが得られるものだと考えております。

それから、医療の取組の実績ですけれども、後ほど国立循環器病研究センターの西村先生にも補足をしていただこうと思っておりますが、既に8,000人の市民の皆様方に検査キットを送って、御自宅で検査をしてもらって、報告してもらいます。特にコロナ禍ですから、今、人の動きが止まっています。それによってどんな健康の影響が出るかということも緊急に検査しようという動きを始めています。

また、本年度、1万6000人に電話をかけて、特に認知症の傾向があるかどうかを調査するというので、既に予算を計上してしまっていて、準備を進めております。そのことによって次の対策に持っていこう。

また、現在80人、今年プラス100人で、200人近くの方々の御家庭の電気の配電盤にセンサーをつけまして、毎日の家電の使用状況、何時頃にお風呂に入っている、何時頃に料理

をしている、それが分かるような調査を行っております。そうすることによって、生活リズムの情報が入る。なおかつ、夜中に調理をしているということになると、同時に御家族にメールが届き、ちょっと危ないです、認知症の嫌いがあります、こういうお知らせをすることになっています。

そんなことを既にやってきておりますので、データによって予防につなげていくという取組は既に行っているところであります。その点は、後ほど西村先生から補足をお願いしたいと思います。

それから、複数の分野をまとめて規制改革していくということですが、法律はそれぞれの分野になってくると思いますが、情報のオプトイン、あるいは承諾を得ていくということは前提なのですが、法律で想定していない形の使い方をしていく。この点については、それぞれの法改正や規則改正をしていくことが必要になってくると思っています。

先ほど防災の例で申しましたように、私どもが把握している範囲でも、住民基本台帳法と災害対策基本法は同時に改正していかないと、データはシミュレーターにも使えないし、避難にも使えない。避難に使うということだけではなくて、住民基本台帳法の中で禁止をされております情報が、実は医療の分野、例えば要介護がどれぐらいか、健康診断の結果はこうだった、こういうものも非常に関わってきますので、それらをまとめて予防につなげていくという規制緩和もまた必要だと考えているところでございます。

この辺りについて、西村先生、補足をお願いしたいと思います。

○西村アーキテクト 国立循環器病研究センターの西村でございます。

先ほど市長がおっしゃっていたように、学童の保健データから介護データまで、それぞれ持たれているのですが、例えばレセプトデータ、お薬がどう処方されているかと介護をつなげるかということは、やっとな国のほうで試行が始まった段階で、全部をつなげてということは、法律上も許されておられません。ですので、長期的なフォローアップのためにマイナンバーを活用することも検討が始まったところで、制度としてやっとなとは言われているのですが、現実はどうしていくのか、実際に施行した場合にどうなるのかという問題点の洗い出しといったところがまだ十分ではないということで、その部分を規制緩和していただいて、施行してみて、全国に広げていくにはどうしたら良いかというところを検討することが必要だと思います。

もう一点の御質問ですが、例えば教育どう絡めるのかということなのですが、国立循環器病研究センターでは、昔から地元の学校の授業に行って、脳卒中の初期の症候はどういうものなのか、生活習慣病はどのようなものなのかという取組を京都の大学の漫画の学科と一緒に取り組んできております。こういう取組に関しては、アメリカの心臓病学会の機関誌に大きく取り上げていただいたりということで、既にたくさん論文も作成しておりますし、一定のプログラムも持っております。こういったものを慶應義塾大学と地元の先生方と一緒に同時双方向授業というところで活用していければと思っております。

その他、学校側からの規制改革に関しては、梅嶋先生から補足していただければと思

ます。

私からは以上です。

○八田座長 時間がありませんので、なるべく簡潔にお願いします。

○梅嶋特任准教授 教育のデータと医療のデータの連携というところは、技術的には安全性をベースにしながら、着実に進めたいと思います。バックグラウンドとなるセキュリティ技術は存在しますので、大丈夫だと思います。

○八田座長 阿曾沼さん、お願いします。

○阿曾沼委員 義務教育を受けている学生さんの健診データがうまく連結できずに、利用できないということで、法律改正が必要だとのことですが、具体的には学校保健安全法ではデータ二次利用が禁止されているのでしょうか。

もう一点は、次世代医療基盤法の中では、学童検診データも医療情報と位置づけられており、この法律のもとでデータ連結は可能だと思うのですが、この辺についての御見解はいかがでしょうか。

○読谷山市長 私から総論的なことを回答申し上げたいと思いますけれども、学校保健安全法に基づく制度といたしましては、例えば教育委員会が疾病とか、異常の疑いが認められる場合、本人や保護者に医療機関への受診を勧めるということは可能なのですが、そこでとどまっている。あるいは転校するときに、転校先への送付は想定されている。しかし、それ以外の目的について規定がされていない。政令でこういう場合に使うということは規定されておりますが、それ以外の規定がされていないので、今回、私どもが考えていますように、保護者に伝え受診をする。また、こども未来創造機構がしっかり管理しながら、その後のフォローをしていくということ。さらにバイタルデータなど、学校保健安全法で規定されていない情報については、特段の規定が整備されていないところもありますので、まずその規定が必要だと考えているところでございます。

○阿曾沼委員 これは制度改革云々ということよりも、明確にしてほしいという御提案だと理解してよろしいですか。

○読谷山市長 その部分もありますけれども、ただ、そのような使い方をすること自体は、施行令の規定ぶりからしますと、限定列挙的に書いていますので、やはり規定を設けていく必要があるのではないかという、法律構成になっているように見えるところでございます。

○阿曾沼委員 この件に関しては、京都大学のグループの研究があって、地域保健にとって非常に重要だ、効果があるという研究報告もありますし、次世代医療基盤法の中での医療情報として明確に規定されておりますので、その範囲でできることとできないことを整理して、より具体的に教えていただければと思っております。

本日は時間がないので、後日御報告いただければありがたいと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

原さん、お願いいたします。

○原座長代理 時間がないと思いますので、回答は後でメールでも結構です。

一つは、今の阿曾沼さんが御指摘の情報連携ですが、私もできそうな気がするのですが、どこができないのかを後で正確に教えていただければと思います。

あと、小さな質問を二つなのですけれども、一つは新たな教育課程のところで、今の教育特例校制度でぎりぎりどこまでできて、どこまでできないのかをより正確に教えていただければと思いました。

もう一つは、市が保有する個人情報のシミュレーターでの活用で、これは非識別加工情報で一定程度できるのだと思うのですが、先ほど住民基本台帳法などで引っかかるというお話があって、今、詳細資料なども見ているのですけれども、その記載が出てこないようなので、具体的にどう引っかかるのかを正確に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○八田座長 始まるのが遅かったのですが、今のことはどれも重要な点だと思うので、簡潔に御説明をお願いできますか。

○読谷山市長 大まかなことを申しますと、特例校制度というと1年限りになっているのと、学校単位になっておりますけれども、市全体の制度として確立していくことが必要だというのが、まず考えているところの基本的なところとしてあります。

あと、先ほどの住基法等ですけれども、住基法は使うことができる分野を限定列挙しておりますし、災害対策基本法の例えば避難に支援を要する方の情報についても、こういう場合に限って、こういう計画づくりに使えるということはあるのですが、シミュレーション自体の位置づけが全くないので、法体系として、言わばポジティブリスト、ネガティブリストで比較しますと、使えることだけしか列挙されていないという法体系になっていますので、シミュレーターで使うならば、こういう特区のこういう場合には使えるという規定を設けていただく必要があると思っております。

梅嶋先生、補足をお願いしたいと思います。

○梅嶋特任准教授 特例校だと、特別教員免許の発行まではできないと思っています。

以上です。

○原座長代理 後で詳細に教えていただければと思います。

○八田座長 分かりました。

菅原さん、先ほど質問があったようですが、よろしいですか。

○菅原委員 先生方の質問の中にありましたので、大丈夫です。ありがとうございます。

○阿曾沼委員 すみません、一つ、確認をしてよろしゅうございますか。

○八田座長 どうぞ。

○阿曾沼委員 学校の健診情報は、現時点で、全国レベルでいくと、6割とか、7割ぐらいは全て電子化されているという報告があるのですが、延岡市の場合、ベースは全て電子化されている、データ化されているという認識でよろしいでしょうか。

○西村アーキテクト 心電図等、一部紙ベースのものもございますけれども、検査データ

であったり、基本質問項目等は既に市からいただいておりますので、そういう意味ではデータ化できていると思います。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 ほかに御質問はございませんか。

それでは、延岡市のヒアリングをこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。